

入札説明書等の修正（新旧対照表）

令和4年1月31日に公表した「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業」に係る入札説明書等を次のとおり修正する。

■入札説明書

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
5	4.（4） 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件	入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。	入札参加者を構成する企業のいずれも、以下の要件を満たすこと。
8	4.（6） 建設企業の参加資格要件 ⑤ 2）給油施設業務内容	給油施設の建設等に係る業務	給油施設、給油施設監視棟及び外溝の建設等に係る業務
8	4.（6） 建設企業の参加資格要件 ⑤ 2）回転翼機格納庫、船艇用品庫業務内容	回転翼機格納庫、船艇用品庫の建設等に係る業務	回転翼機格納庫棟、駐機場、船艇用品庫棟の建設等に係る業務
8	4.（6） 建設企業の参加資格要件 ⑧	次に示す要件を満たす監理技術者及び回転翼機格納庫並びに船艇用品庫主任担当技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、工事契約締結日から工事開始までの間は配置を要しない。	次に示す要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。また、給油施設監視棟、回転翼機格納庫（駐機場除く）及び船艇用品庫の主任担当技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、工事契約締結日から工事開始までの間は配置を要しない。
10	4.（7） 工事監理企業の参加資格要件 ③建築分野業務内容	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの	平成31年国土交通省告示第98号別添一第2項第一号及び第二号において示される「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」に係るもの
11	4.（7） 工事監理企業の参加資格要件 ⑥	3）携わった実績については、次の4）のうち、工事監理者並びに建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあつてはアの、電気設備監理主任技術者にあつてはイの、機械設備監理主任技術者にあつてはの項目に該当する実績を有していること。	3）携わった実績については、次の4）のうち、工事監理者並びに建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあつてはアの、電気設備監理主任技術者にあつてはイの、機械設備監理主任技術者にあつてはの項目に該当する実績を有していること。
11	4.（8） 回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営企業の参加資格要件	回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①～③の要件を満たすこと。	回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①、②の要件を満たし、かつ、③についてはいずれかの者が満たしていること。
11	4.（8） 回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営企業の参加資格要件 ①	平成31・32・33年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一）審査	令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）一般競争参加資格（全省庁統一）審査

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
11	4.（9） 給油施設の運営企業の参加資格要件	給油施設の運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、給油施設の運営業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①～③の要件を満たすこと。	給油施設の運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、給油施設の運営業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①、②の要件を満たすこと。
11	4.（9） 給油施設の運営企業の参加資格要件	平成31・32・33年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一）審査	令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）一般競争参加資格（全省庁統一）審査
13	6. 第一次審査資料の提出（5）	「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（令和10年3月9日付け建設省厚発第18号、技調発第63号、営計発第22号。以下、「通達」という。）	「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚発第18号、技調発第63号、営計発第22号。以下、「通達」という。）
15	10. 特定資料の提供（1）	<u>第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）のうち、下記（2）による誓約書を提出した者に限り、要求水準書において入札参加者に示すとした秘密保全が必要な資料等（以下「特定資料」という。）を手交により提供する。</u> ①提供期間：令和4年4月11日から令和4年4月15日までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。なお、第一次審査資料提出日までに下記（2）による誓約書が提出された場合は、11.（2）による ②提供場所：5. に同じ。なお、第一次審査資料提出日までに下記（2）による誓約書が提出された場合は、11.（2）による。	<u>要求水準書において入札参加者に示すとした秘密保全が必要な資料（以下「特定資料」という。）は、一次審査資料に併せて誓約書を提出した者で第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）に限り、手交により提供する。</u> ①提供期間：令和4年4月11日から令和4年4月15日までの事業提案書作成説明会時 ②提供場所：中央合同庁舎第3号館 海上保安庁会議室
15	10. 特定資料の提供（2）	—	削除
16	11. 事業提案書作成説明会（2）	10.（2）の誓約書を第一次審査資料提出日までに提出した者に限り、事業者提案書説明会において特定資料を提供し、特定資料に関する説明を行う。	削除

■資料-1 事業契約書

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
8	第19条（監督職員）第4項	監督職員	この場合において、監督職員に書面が到達した日をもって海上保安庁に到達したものとみなす。

■資料-1-3 事業費の算定及び支払方法

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
5	第2章 1 支払方法の基本的な考え方	ただし、施設費にかかる消費税については令和6年度の本施設の引渡が完了した時点で一括して支払う。	削除
6	第2章 3（1） ③施設整備費に係る消費税	消費税等（消費税及び地方消費税）については、①施設費の区分毎に、その相当額を算定し、①施設費にかかる消費税については令和6年度の本施設の引渡が完了し、海上保安庁の完了検査後に、海上保安庁が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に一括して支払う。	消費税等（消費税及び地方消費税）については、①施設費の区分毎に、その相当額を支払期毎に算定する。
10	第5章 3（4） 基準改定時の措置	改訂指標の基準改定が実施された場合の評価に係る詳細は入札公告時に示す。	本件該当なし。

■資料-2 要求水準書

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
4	第2章 第5節 1（2） 敷地面積	計画対象面積：約73.850㎡	計画対象面積：約94.404㎡
12	第4章 第3節 1（1） b. 給油施設監視棟	—	なお、原則として、給油燃料移送ポンプを設置する室については単独別棟とし、関係法令及び鹿児島市消防局の指導に従うこと。但し、市町村長等が認める場合は除く。
16	第4章 第3節 3 配置計画の条件	本施設は、回転翼機格納庫棟、船艇用品庫棟、給油施設監視棟により構成されるが、合築又は併設させ、一体の建物として整備することも可能とする。但し、給油施設監視棟は、単独棟とする。	本施設は、回転翼機格納庫棟、船艇用品庫棟、給油施設監視棟により構成されるが、合築又は併設させ、一体の建物として整備することも可能とする。但し、給油施設監視棟は単独棟とし、給油施設監視棟のうち燃料給油移送ポンプを設置する室は、原則単独別棟とする。
63	第4章 第6節 7（1） 工事監理 b.	工事監理業務の内容は、「国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）」別添一の第2項第1項及び第2号に定める業務とする。	工事監理業務の内容は、「国土交通省告示第98号（平成31年1月21日）」別添一の第2項第1項及び第2号に定める業務とする。
69	第5章 第1節 4（2） 事業費内訳等 a.	「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を作成する。内訳区分は、入札公告時に示す「事業費の算定及び支払方法」で規定する事業費の内訳における「支払区分」による。	「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を作成する。内訳区分は、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」で規定する事業費の内訳における「支払区分」による。

■資料-3 提出書類の記載要領

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
1	第1 2（2）ア 競争参加資格申請書	本事業の競争参加資格確認申請書と共に、全ての構成員及び協力企業について提出すること	削除
3	第1 2（4）イ 様式7～9における業務実績、同種工事の実績、施工経験を証明する書類 b. ③	i 工事成績評定通知書の写し	i 工事成績評定通知書の写し（記載実績が公共工事の場合のみ）
4	第1 2（4）オ 維持管理企業及び運営企業の参加資格要件	（具体的な資格を証明する書類は不要）	削除

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
5	4 秘密の保全に係る誓約書について	<p>4 秘密の保全に係る契約書について</p> <p>「要求水準書」（資料-2）において、入札参加者に示すとした秘密保全が必要な資料等（以下「特定資料」という。）は、本誓約書を差し入れた入札参加者に対してのみ提供する。          なお、本契約書を差し入れる入札参加者は、秘密の保全に関する遵守事項第6条により作成した秘密の保全に関する規則（秘密の保全に関する遵守事項を参考に作成すること）を海上保安庁に差し入れること。          特定資料及び秘密の保全に関する遵守事項第4条により複写した資料は、開札後、直ちに発注者に返納又は提出すること。また、落札者決定後に事業者が海上保安庁余地特定資料を再度受領する場合には、事業者は、本契約書と秘密の保全に関する遵守事項第6条により作成した秘密の保全に関する規則を再度、海上保安庁に差し入れること。          様式に従い、記入の上、記名押印し、提出すること。</p>	<p>4 秘密の保全に係る誓約書について</p> <p>入札説明書において、入札参加者に示すとした秘密保全が必要な資料等（以下「特定資料」という。）は、本誓約書を差し入れた入札参加者に対してのみ提供する。          なお、本誓約書を差し入れる入札参加者は、秘密の保全に関する遵守事項第6条により作成した秘密の保全に関する規則（秘密の保全に関する遵守事項を参考に作成すること）を海上保安庁に差し入れること。          特定資料及び秘密の保全に関する遵守事項第4条により複写した資料は、開札後、直ちに発注者に返納又は提出すること。また、落札者決定後に事業者が海上保安庁より特定資料を再度受領する場合には、事業者は、本契約書と秘密の保全に関する遵守事項第6条により作成した秘密の保全に関する規則を再度、海上保安庁に差し入れること。  <u>また、記名押印欄「商号又は名称」の括弧内には、代表企業・構成員・協力企業の別を記載すること。</u></p>

■資料-6 事業提案書作成説明会実施要領

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
15	実施内容	(1) 事業提案書作成説明会（約1時間）	(1) 事業提案書作成説明会 (2) 特定資料に関する説明 ※誓約書を提出した企業のみ

■様式集

様式No.	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
様式2	② 資料名	—	プルダウンリストの修正
様式4	<本事業における役割(設計・建設・工事監理・維持管理・運営)>	—	<input type="checkbox"/> その他必要な業務を行う企業（ ）
様式6-2	<一般競争参加資格審査>	—	項目追加
様式7-1 様式7-2 様式8-3 様式9-1 様式9-2	注釈	—	※長期休業期間に該当しない場合は、「該当なし」と記載すること。

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
様式8-1 様式8-2 様式8-3	分担する工区	—	分担しない場合は「該当なし」と記載すること。
様式8-1	工事種目	・電気設備 ・空調設備 ・給排水設備 ・昇降機等 ・その他（ ）	・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・昇降機設備工事 ・その他（ ）
様式8-3	参加資格要件	下記の要件を満たす監理技術者及び回転翼機格納庫並びに船艇用品庫主任担当技術者を当該工事に専任で配置できること。	提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。 下記の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。また、給油施設監視棟、回転翼機格納庫（駐機場除く）及び船艇用品庫の主任担当技術者を当該工事に専任で配置できること。
	参加資格要件 A. b. 建物規模	延床面積2,000㎡以上（航空機格納庫を除く）	延床面積2,000㎡以上（航空機格納庫は、規模、固定翼機・回転翼機、公・共・民間発注を問わない）
	注釈	—	※主任担当技術者（給油施設）については、回転翼機格納庫・船艇用品庫の「工事経験の概要」への記載を求めない。
様式10-2	参加資格要件	b. 延床面積2,000㎡以上の特定建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五））	b. 延床面積2,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五））
様式No.	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
様式14	第1条（一般事項）	名古屋第4地方合同庁舎整備等事業	海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業
	第3条（提供）	第3条（送達） 海上保安庁は、特定資料を代表企業に交付又は送達する。	第3条（提供） 海上保安庁は、特定資料を事業提案書作成説明会時に手交にて提供する。
	第4条（特定資料の複写等）	3 代表企業は、代表企業以外の構成員、協力企業に特定資料を提供又は貸与する場合、本誓約事項と同等の秘密の保全を約した書面を交わすこと。	削除
	記名押印欄	—	構成企業、協力企業の記名欄を追加

■参考資料2-2-1 土地使用面積図

頁	項目名	修正前（1月31日公表）	修正後（3月3日）
1	計画対象地	計画対象地：約73,850㎡	計画対象敷地：約94,404㎡ 水色表示枠拡大